

平成27年第8回茂原市教育委員会会議（7月定例会）日程

日 時：平成27年7月30日（木）15：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 平成28年度使用教科用図書の採択について

議案第2号 茂原市立幼稚園保育料及び入園料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を
制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 学校評議員の委嘱について

（報告事項）

1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

2 平成27年第9回（8月定例会）、平成27年第10回（9月定例会）茂原市教育委員会
会議の日程について

3 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成27年第8回（定例会）

- 1 期日 平成27年7月30日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時45分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 鈴木 一代
委 員 齋藤 晟
委 員 安藤 明子
- 4 出席職員
教育部長 野島 宏
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 豊田 実
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 石川 明
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定
委 員 安藤 明子
委 員 鈴木 一代
- 6 傍聴人 4名

内田教育長 : ただいまから、平成27年第8回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は、4名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「鈴木委員」を指定いたします。
なお、本日の会議には新任の教頭先生4名に出席いただいております。後ほど、
職場における近況、課題等について、お話をお聞かせいただきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。
これより会議事項に入ります。本日は議案が3件となっております。
それでは、議案第1号「平成28年度使用教科用図書の採択について」を議題
としますが、本件は8月末まで非公開となっておりますので、秘密会にしたいと
考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。
関係者以外の退出をお願いします。

（関係者以外退席）

内田教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(退席者入室)

内田教育長 : 次に、議案第2号「茂原市立幼稚園保育料及び入園料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いします。

野島教育部長 : 議案第2号「茂原市立幼稚園保育料及び入園料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法で定める基準を限度として、平成28年4月1日から公立幼稚園の保育料及び入園料を見直すものでございます。内容につきましては、保育料を規則で定めること、また入園料を廃止する内容となっております。このため、保育料の決定は条例改正後、規則で行うことになるものでございます。

お手元にお配りいたしました参考資料「子ども・子育て支援新制度における保育料（案）について」をご覧ください。平成27年度までにつきましては、一律7,000円をいただいております、区分①・②・③の一部に該当する方については減免措置を講じておりました。

この保育料（案）ですが、現在検討中でございますが、平成28年度からはまず階層を①・②・③・④・⑤の5区分に分けて、第1子の場合は①・②階層につきましては0円、③・④・⑤階層については7,000円ということを考えております。第2子・第3子につきましては、多子軽減の考え方から、第2子については①・②階層は0円、③・④・⑤階層については3,500円、第3子以降につきましては0円ということでございます。

国の保育料の基準ですが、これは国から示された上限額ということで、①階層につきましては0円、②階層につきましては3,000円、③階層につきましては16,100円、④階層につきましては20,500円、⑤階層につきましては25,700円ということでございますが、これを基準に茂原市が私立の保育料を定めました。それによりますと①・②階層が0円、③階層が10,700円、④階層が15,100円、⑤階層が20,300円ということでございます。

この規則ですが、条例制定後に改めて規則の制定を行う考えでおります。

以上です。

内田教育長 : 議案第2号については、この理由とそれから内容が少し複雑なところがある訳ですが、もう少し詳細な説明はありますか。

宮本 : 若干補足をさせていただきたいと思います。

学校教育課長

先ほどありましたように、平成27年4月1日から国の方では子ども・子育て支援新制度がスタートをしております。しかしながら、その導入というものが本年の1月末まで決定が先送りされていた関係で、平成27年度の保育料というのは茂原市の場合、昨年度までの保育料と同じ金額というふうに設定を、とりあえずさせていただいたところでございます。しかしながら、新制度に移っておりますので、平成28年度からは新たな料金表を設定して、新制度をスタートさせる必要があるということでございます。それに伴って、保育料の改定を考えているところでございますが、一番頭を痛めているところは、国の方から指示をされている部分は、保護者の経済的な収入によって階層に分けなさい、その階層に従っての応能負担、要するに保育料の金額を変えて応能というような意味合いを入れなさいというようなことが言われているところでございます。しかしながら、私立幼稚園と公立・私立の保育園・保育所、こちらの3つの部分については、すでに応能負担というものがこれまでの間も入れられてきておりました。唯一、公立幼稚園だけが、一律の保育料ということで設定をしてきたというような流れもございまして、今回その応能負担をどのように入れようかというふうに検討をしてきたところでございます。そして、国の上限額、その表の中にあります上限額以内で料金を設定し、しかも私立ですとかあるいは保育所とのバランスをとる必要があるというようなことの要素も含まれておりましたので、料金を設定したときに、最終的にこれを案としてお示しを今しているところでございますが、一部

には今申し上げましたように、やはり所得階層に分けて、金額を改めるということも、この間の協議の中にのってきたところでございます。金額とするとちょうど真ん中にあります③の階層、市町村民税の所得割課税額が77,100円のところの子どもについては、今までの7,000円をそのまま推移をさせる。しかしながら、そのご家庭よりも収入の多い④・⑤の階層については、8,000円そして10,000円というような料金を設定して考えたところでもございました。そして、今現在も続いているのですが、この庁内の中で協議を進めている中にあっては、千葉県内近隣の他市の状況を見ますと、大きな自治体は公立の幼稚園を持たない市もございます。公立幼稚園を持っている自治体の状況を見ますと、今申し上げたように所得階層別に差をつけて金額を設定しているところは、ごく一部でございまして、平成27年度の状況を見ますと、県内のほとんどの自治体が、③・④・⑤の階層は同一金額、しかも平成26年度までの金額を上限として示しているというような状況でございます。その金額は6,000円から7,000円という範囲が一番数的には多くて、茂原市の7,000円というのは割と県内でも高い保育料の順位的なものとなっております。そうしますと、その7,000円から先ほど申しました8,000円、10,000円という料金を設定しようとしたときに、県内の他の自治体と比べますと非常に金額が高くなってしまいます。全県的に見ると、県内で3番目の高さの金額、10,000円を超える金額というのは、県内に他に2つしかございませんので、県内3番目の料金になってしまうというようなことが調査の結果分かったところでございます。そういったしますと、子育て世帯への支援というような趣旨からすると、少し違うのではないかとというようなことと、やはりこの保育料の今の7,000円から大きく例えば10,000円というふうに上げた場合に、市民の方がそういう子育てに優しくない自治体から転出をしかねないというような意見も出されておまして、教育委員会とすると、③・④・⑤階層についてはこれまでと同様の7,000円という金額でいかがかというような案をまとめたところでございます。

また、庁内会議の中でも、教育委員会の中でも、意見を十分お聞きをしてというようなことも言われておりますので、委員の皆さんからもその保育料についてご意見がいただければ幸いかというふうに思っているところであります。

以上です。

内田教育長

： ありがとうございます。

今詳しい説明がありましたが、この「市長に申し入れることについて」という議案ですが、市長のところに事前説明に行ったときにも、これについては非常に難しい面もあるので、教育委員の方々のご意見も伺って教育委員会内でよく揉んでくださいというお話もありましたので、分からない点がありましたらご質問等も含めてご審議いただきたいと思います。

質疑をお願いいたします。

齋藤委員

： 保育料ですが、③・④・⑤階層が一緒というのは無理があると思います。⑤階層はこれだけひとつ別格でいいのではないかと、個人的にはそう思います。

いずれにしろ、これはいわゆる少子ということで、若いお母さんたちに子どもさんをたくさん産んでいただくという一つの施策であろうと思うのですが、要はこういったものを、子どもを産んでもらえる若い女性の方に知ってもらわないといけませんね。その知ってもらうために何か方法を取っていると思うのですが、どのような方法を取られているか教えてもらえますか。

宮本

学校教育課長

： 保育料については、例年園児募集のときに「広報もばら」に掲載をしてお知らせをしております。あと、茂原市のホームページにも掲載してお知らせをしているというのが今までの流れでございます。

ただ、今回料金が変わりますので、その場合にはまた十分周知が図れるように考えていきたいというふうに思っております。

齋藤委員

： はい、ありがとうございます。

安藤委員

： これは幼稚園の保育料なのですが、市内の保育所と私立の保育園の金額が分かれば教えていただきたいです。

藤乗

教育部次長

： 公立・私立の保育所につきましては、同一料金でございます。幼稚園の保育料も同様に、市で決定させていただいております。保育所の方は、区分が非常に細かく細分化されておまして、幼稚園は5区分ですが、保育所については12区分になっております。生活保護世帯から市町村民税所得割課税額が301,000円以上

というような形になっております。また3歳児、4歳児でも違いますし、また保育時間も標準時間あるいは短時間保育によってでも違っておりました、一言では説明ができませんので、後ほどこの保育料の一覧表をコピーしてお渡ししたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

幼稚園に比べて当然保育時間が長く、また給食代も含まれておりますので、幼稚園よりは保育所の方が高くなっております。最高区分で3歳・4歳児で33,400円、0歳児ですと65,000円という区分がございます。

以上です。

内田教育長 : よろしいでしょうか。他にありますか。
これについては、今齋藤委員から⑤階層についてご意見がありましたけれども、どうでしょうか。

鈴木委員 : ⑤階層の方はどれくらいいるのですか。

宮本 : 子どもの数だけで、年齢区分にはなっていないのですが、全体として④階層の
学校教育課長 : 子どもが214人中135人、⑤階層は214人中20人という人数になっております。

内田教育長 : そうすると市内の幼稚園全部の園児が214人で、④階層が135人、⑤階層が20人というのが現状だということですね。

宮本 : はい。

学校教育課長

内田教育長 : この案については、ここで決定しなくていいのですか。

藤乗 : ここでは具合的な保育料の金額を定める議案ではございませんので、あくまでも
教育部次長 : 条例として市長が議会への提出権を持っておりますので、教育委員会からいたしますと、市長に9月議会にまずこの条例を改正していただきたいということで申し入れるということでご活用いただきたいと思います。

具体的な金額につきましては、9月議会でこの条例が可決された後に、9月または10月の教育委員会会議で改めてご協議いただくという予定になっております。

条例の内容は、あくまでも国が示した基準（案）以下に定めると、それを教育委員会の規則で定めるということになっております。それからもう一点が、今まで入園料をいただいておりますけれども、入園料については削って、保育料だけとするという内容でございます。この2つについて、条例として提案させていただきたいということをご審議いただければと思います。

内田教育長 : それでは、今次長から説明がありましたけれども、この金額等の細かい案を今決めるという訳ではなくて、市長にこの新しい改正を申し入れることについてい

鈴木委員 : 新旧対照表の「保育料の減免」というのがありますが、現行だと第4条は「市長は特に必要と認めたときは保育料の全部又は一部を減免することができる」という条文が、新しくなりますと「市長は、災害その他の事由により特に必要と認めたときは」となっていて、新しい「災害その他の事由により」というのが付け加えられておりますが、「特に必要と認めたとき」というのに「災害その他の事由」も入ってしまうのかと思ったのですが、改めてここに「災害その他の事由」という言葉が付け加えられたことについての説明をお願いできればと思います。

野島教育部長 : 「災害その他の事由」を付け加えたのは、今までの減免といいますのが、参考資料の表の27年度のところに「①、②及び③の一部に減免有」と書いてございますけれども、これにつきまして、①は生活保護世帯、②は非課税世帯、③は一部ということでこちらの方を減免という形で、保育料を減額していたことになりましたが、新たな案になりますと、①の生活保護世帯と②の非課税世帯は、はじめから0円ということにします。今までは減免をしていたのですが、今度ははじめから0円にしてしまうということで、「災害その他の事由」を新たに付け加えたということでございます。

内田教育長 : 鈴木委員の質問の内容が、この「災害その他の事由により」という言葉がいら

鈴木委員 : 今までは、入園料を削っただけで、それ以外は同じですね。

内田教育長 : 「災害その他の事由により」というのがなぜ入ったのかということなのですが。

- 藤乗
教育部次長
- ： 今までの減免というのは「茂原市立幼稚園の保育料等の減免措置に関する規則」というのがございまして、先ほど部長がご説明申し上げました所得に応じて、生活保護世帯が年額5月分とか、3月分とか1月分とかという減免措置しかなかったんです。それが今回新しい料金体系になるということで、この減免措置に関する規則というところが、まだ残っている訳ですけども、その辺のところはズレが生じてしまうのですが、新しい条例というのが来年の4月1日に施行です。その間に、この減免措置に関する規則を使いまして、今年度もうすでに保育料はいただいておりますけれども、そういう方々にお返ししなければいけませんので、それはそれでこちらで残しておいて、そういう減免措置を行うのですけれども、来年度以降の条例において、保育料の規則において、所得に応じた階層別の保育料になりますので、その所得の部分の減免というのは、規定しなくてもいいことになりますので、「災害その他の事由により」ということを入れたということになります。
- 内田教育長
- ： 本当に特別なときでないでないと減免がないというような意味ですか。
- 藤乗
- ： 今までは所得にだけしか減免がなかったのですが、今回は初めて所得以外の部分で減免が出来るようになりましたということです。
- 鈴木委員
- ： はい、分かりました。
- 内田教育長
- ： 他に発言はありませんか。
なければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員
- ： 異議なし。
- 内田教育長
- ： 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第3号「学校評議員の委嘱について」の説明をお願いします。
- 野島教育部長
- ： 議案第3号「学校評議員の委嘱について」ご説明いたします。
本案は、茂原市立小学校及び中学校管理規則第10条第2項に基づき、地域に開かれた特色ある学校づくり等を一層推進するため、茂原小学校長からの推薦のあった足立俊夫氏を学校評議員に委嘱しようとするものです。
任期につきましては、「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱」第5条第1項の規定に基づき、平成27年7月30日から平成28年3月31日まででございます。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長
- ： 議案第3号について質疑をお願いします。
他に発言はありませんか。
なければ、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員
- ： 異議なし。
- 内田教育長
- ： 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、報告事項に入ります。
報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」説明をお願いします。
- 高中
生涯学習課長
- ： 報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」ご報告を申し上げます。
本件は、茂原市青少年問題協議会委員のうち、「茂原市青少年問題協議会設置条例」第2条第3項の規定に基づき、深山泰一氏が委嘱されましたので報告をするものです。参考資料の茂原市青少年問題協議会委員名簿ですが、こちらに9名載っております。その中で深山泰一氏ですが、選出区分が保護司ということになっておりますが、茂原市の保護司会の会長が今回変わりましたので、深山泰一氏が会長となりましたので、この度協議会の委員を委嘱したものでございます。
以上です。
- 内田教育長
- ： それでは、報告事項1について何かありますでしょうか。
なければ、次に、報告事項2「平成27年第9回（8月定例会）、平成27年第10回（9月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 藤乗
- ： 8月と9月の定例会の日時についてご説明申し上げます。
基本的には定例会は、月の最終木曜日の午後3時からということになっており

ますけれども、8月につきましては、議会等の関係がございまして、8月19日の水曜日午後3時から9階の会議室で行いたいと思います。

また、9月につきましては、教育委員会会議の後に第2回目の総合教育会議を開催する予定になっております。市長の都合がこの日しか空いていないということでございましたので、9月25日の金曜日午後1時から教育委員会会議を開催した後、午後3時からの総合教育会議に臨むというようなかたちでと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

内田教育長 : 会議日程については、よろしいですか。
日程については、そのようにお願いします。
その他報告がありましたら、お願いします。

宮本 : 学校教育課から報告をさせていただきます。
学校教育課長 7月22日に茂原市学校給食施設検討委員会の第5回目の会議を開催いたしました。その会議の中で話し合われたことを報告させていただきたいと思います。
この間、茂原市の学校給食施設については、方向性とすれば、市内に一つの共同調理場を建設して、そこに集約をして、子どもたちに給食を提供していくことが望ましいというように話が進められてまいりました。今回、再度委員の方々に確認をしていただきまして、理想は各学校が個々に単独の調理場をもった方が子どもたちにとっては、一番いいのかもしれないけれども、様々な条件をクリアするためには、それも時間とそれから予算というような点では非常に難しいというようなことがございまして、最終的には市内で共同調理場を一か所建てて、出来るだけ速やかに子どもたちに安全・安心な給食の提供をしていくことが望ましいというふうに確認をされたところでございます。

そして、22日の日は、市の給食調理場にどのようなことを望むのかというようなことで、各立場の委員からいろいろなご意見をいただきました。やはり温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たくして、子どもたちが口にすることができるよう様々な点で、まずそれを優先的に実現できるような場所であったり、あるいは食感であったり、そういったような工夫を求めたいというようなことがございました。あとは、やはり安全・安心というのが優先ですから、いち早くそういう衛生管理基準に見合った施設を建ててもらいたいというようなことがございました。あとは、保護者の立場あるいは教職員の立場からも食育というような観点で、共同調理場が食育を行う上で一つの拠点として位置づけられるといいのではないかと、具体的には、作っているところを見学することができたり、あるいはそこで保護者の方々が試食をすることができたりというようなところの観点もぜひ加えていただきたいとのことでした。また、今アレルギーをもつ子どもがだいぶ増えておりますので、アレルギー対応の給食提供ということも要素として加えていくべきであろうというようなことがございました。

あと、この9月から中学校の米飯ラインがストップしてしまう訳ですが、委員からは、やはりご飯というのは自前の給食調理場の中でぜひ炊いてほしいと、他の業者から届けてもらうというよりも、自前の米飯ラインというのがやはり備え付けてもらいたいという意見が出されたところでございます。

そして、万が一の大きな災害、地震等があったときにもその炊き出しという観点からも、この共同調理場は使用することもあるだろうから、そういうような点も備えられるといいのではないかとというようなことがございました。

ただ、委員から出されたのは、何をにおいてもその候補地が第一だと、できるだけ早く市内の建設すべき候補地を見つけて、具体的な計画が早く進められるように努力してほしいというようなことが出されたところでございます。

今回私どもはその意見を受けて、これから具体的なものを検討していく必要がある訳でございますが、検討委員会についてはしばらく間を空けさせていただいて、その間に私どもはその候補地あるいはいろいろな条件を探していきたいというふうに考えております。次回の検討委員会の中では、答申（案）というようなものを検討していただくという計画で委員の方々には了解をいただいたところでございます。

以上です。

内田教育長 : 何かありますでしょうか。
齋藤委員 : その通りです、ありがとうございます。

内田教育長 ： 他に報告がありますか。
 なければ、以上で第8回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月19日

教 育 長 内田 達也

署名委員 安藤 明子

署名委員 鈴木 一代